

# 協議の進め方

## 適正配置（統合等）の必要性の協議

### ○適正配置とは？

- ・適正配置によって何が良くなるのか。（ならないのか。）
- ・学校規模、学級規模、教員配置の基準は何か。
- ・統合後の教育環境整備（教員等の加配、校舎改修等）はどうなるのか。
- ・通学路の安全確保はできるのか。（通学路の状況、通学距離等）
- ・地域との関係をどのように調整するのか。
- ・話し合いをどのように進めるのか。 など

合意

### 千城台地区の小学校の適正配置（統合等）は

必要である

現状では必要ない

協議再開の条件を検討・休止

### 千城台地区の中学校の適正配置（統合等）は

現状での統合は見送る

学年2学級になった  
場合に再度協議を行う

本日の協議はここから

## 小学校の適正配置（統合等）の具体的内容の協議

- ・統合の組合せ（どの学校とどの学校を統合するのか）
- ・統合の場所（統合校をどこに置くのか。）
- ・統合の時期（いつ統合するのか）

視 点

子どもにとっての  
より良い教育環境  
規模・配置・・・

合意

不合意

合意事項を「統合に関する要望書」として  
教育長へ提出

協議再開の条件を検討・休止

教育委員会会議で協議 → 市としての決定  
（否決の場合は差し戻し）

## 適正配置（統合等）後の跡施設活用の協議

合意

合意事項を「跡施設活用に関する要望書」として市長へ提出

## 協議を進める上で、お願いしたいこと

### (1) 学校適正配置の目的について

- 子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、学校適正配置（統廃合）の協議を進めている。

### (2) 協議会の進め方について

- 協議会委員として、各団体の代表者（意見のまとめ役）であることを踏まえた発言をお願いしている。
- 協議会の決定は「原則として、全ての協議会委員の理解や合意」が必要である。「多数決」で協議会の決定を行わず、各団体等における一定の理解と合意を得た上で進めていくことが大切である。
- 協議の中で協議委員の了解を得る内容については、次のように分けている。
  - ①合意された項目・・・協議の前提条件となる項目のこと。
    - ・千城台地区に適正配置の協議は必要である。（第1回）
    - ・小学校は統合が必要であり、具体的な案を検討していく。（第11回）
    - ・中学校統合については当面見送る。（第28回）
  - ②確認された項目・・・具体策を検討する中で留意すべき事項のこと。
    - ・現行学区での統合を検討。統合により、今ある現行学区を分断しない。（第14回）
    - ・統合校の場所の検討に関しては、「通学路の安全性や距離」に加えて、教育施設、設備を含めた「子どもたちにとって、より良い教育環境となること」を重視する。「防災等、地域活動の拠点としての学校の役割」も考慮する。（第14回）
    - ・小中連携を柱とする学校適正配置の考え方を進める。（第19回）
- 地元代表協議会が提出する要望書の内容を教育委員会会議で審議の上、千葉市としての決定を行う。要望書の提出前に、統合場所等について教育委員会が決めてしまうことはない。
- 協議会は、公開としている。（委員以外の方が傍聴可能であり、議事録をホームページで公開する）

### (3) 協議会后について

- 協議会委員は、毎回の協議会で議論された内容や意見を各団体に持ち帰って報告するとともに、団体内の意見を吸い上げ、次回の協議会に持ち寄り協議を進めていく。
- 協議会の議事要旨を千葉市ホームページに載せるが、議事要旨案を事前に見ていただき、確認をお願いする。  
（千葉市ホームページでは、「千葉市の学校適正配置」で検索すると各地区の情報が掲載）